

東北・福島+埼玉=福の玉 が生まれ、ゆっくりふくらんでいきますように...

9月&10月

福玉便り

2021年9月1日発行

ふ く た ま だ よ り

通巻 第92号

発行:『福玉便り』編集委員会 NPO法人埼玉広域避難者支援センター・(一社)埼玉県労働者福祉協議会

協力:生活協同組合コープみらい埼玉県本部

連絡先:NPO法人埼玉広域避難者支援センター 〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館1F TEL0120-60-7722



牛山先生による「甲状腺検査&よろず健康相談会」を開催します。

どなたでもお気軽にご参加ください。

日時:2021年10月16日(土)13:00~16:00

場所:埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)4階セミナー室

(JR 京浜東北線・高崎線・宇都宮線「さいたま新都心駅」から徒歩5分、

JR 埼京線(各駅停車)「北与野駅」から徒歩6分)

*場所がおわかりにならない方はご連絡ください。

*感染防止対策をして開催いたします。入室時に手指の消毒、マスクの着用をお願いいたします。

*感染予防の関係から、参加ご希望の方は事前にご連絡ください。福玉相談センター(0120-60-7722)まで。

主催:特定非営利活動法人埼玉広域避難者支援センター



埼玉県にも緊急事態宣言が発令されたため、当面の間、福玉相談センターの開所日を、
月曜日、水曜日、木曜日 10:00~16:00とさせていただきます。

福玉相談センター：電話 0120-60-7722 (フリーダイヤル)

メール：fukushima_soudan@yahoo.co.jp



まずは、お気軽にお電話ください。相談員が丁寧に話をうかがいます

*祝祭日はお休みです。*フリーダイヤルですので通話料の心配がありません。

お子さんやお孫さんたちの様子に気になることはありませんか？ 外出を控える生活が続きますが、体の調子はいかがですか？ 福祉サービスを利用したいけど、どうしたらよいかかわからないと悩んでおられませんか？ まずは、お気軽にお電話ください。教員、看護師、社会福祉士等の経験を持った相談員が丁寧に話をうかがいます。

高校生対象給付型奨学金 まなべる基金 第11期のお知らせ

東日本大震災で被災した高校生で、令和4年4月1日時点で、高校等、またはその他学校に在籍していることが見込まれる方に対し、変換不要の奨学金「まなべる基金」の募集が開始しています。この基金の特徴は、卒業するまでの間、**年間19万円**(3年制高校等/4年制高校は年間14.25万円)が、年2回に分けて給付されるものです。

募集人数は**100人**程度。応募期間は**10月29日(金)**必着です。

現在、中学3年生の方、あるいは、在籍中の方も応募ができます。

給付を受けるためには、所得制限等の条件がありますが、避難指示区域外から避難中で母子避難等の二重生活をしている方、避難指示区域から避難して世帯が分離している方など、多重生活の方に対しては、所得を二分の一で計算するという特例もあり、応募のハードルが下がっています。また、現在、コロナ禍において減収が見込まれている方も対象です。

詳しい応募方法は、「まなべる基金」で検索し、書類をご確認ください。

URL：<http://minnade-ganbaro.jp/manaberukikin/>

もしご質問等がありましたら、cheer@kxa.biglobe.ne.jp (090-4226-9259/吉田) までご連絡ください。

墓所の移転の問題について

お墓の移転、改葬について

毎年、お盆、お彼岸の時期に、震災支援ネットワーク埼玉 (SSN) の相談窓口へ、お墓の移転に関するご相談をいただいています。

皆さん首都圏に代替の住居を求められた方で、いつでもお参りができるように、移転先の近くにお墓を移しておきたい、というご要望です。

お墓に埋葬されている遺骨を他の墓地、納骨堂へ移す「改葬」を行う場合には役所への申請手続きなどが必要となってきます。

改葬の手続きの流れ

改葬を行うためには、次のような手続きが必要となります。

- (1) 改葬許可申請書を取得する。(役所の担当窓口、各自治体ホームページで取得できます。)
- (2) 同時に、現在の墓地の管理者から埋葬されていることの証明をもらいます。寺院の場合は住職などから、町営/市営などの公共の墓地の場合は各自治体から、地域の共同墓地の場合には行政区長などから証明をもらいます。
- (3) 改葬先の墓地の契約後、受入れ証明書、永代使用許可証の交付を受ける。
- (4) (1) の申請に必要な事項を記入し受入れ証明書とともに各自治体の担当窓口へ提出する。
- (5) 申請後、改葬許可証を行政窓口から発行してもらいます。
- (6) 現在の墓地から遺骨を取り出し、墓地を解体・撤去します。
- (7) 改葬先の墓地へ改葬許可証を提出して納骨する。

以上が手続きの流れとなっています。

墓石等の移転に係る東電による賠償は150万円が上限

お墓の移転に伴う損害賠償について、東京電力は、墓地区画毎に、(1) 改葬費用 (墓石等の購入・工事費用、遺骨の取り出し・運搬費用等)、証明書類発行費用、その他の費用 (改葬・祭祀にかかった交通費、宿泊費等) を支払うとしています。

また、改葬の際に実施する、(2) 閉眼・開眼供養のための費用相当額として、定額 10 万円を 1 つの墓地区画あたり 1 回に限り支払うとしています。

さらに、(3) 請求に係る諸費用として、墓地区画の数にかかわらず定額 1 万円を 1 回に限り支払うとしています。

なお、(1) 改装費用と (2) 閉眼・開眼供養のための費用相当額をあわせた費用は、墓石等の移転に要した費用として、1 つの墓地区画あたり 150 万円 (税込) を上限としています。

実際の改葬の費用の相場は 200~300 万円

改葬に伴う費用については墓地の場所、規模などによっても異なってきますが、専門業者によれば全国平均で 200~300 万円と言われており、実際に避難先/移住先にお墓の移転を行った方についても同程度またはそれ以上の費用がかかっているようです。

金額で大きいものとなるのが新しいお墓の永代使用料や、新たな墓石の代金となっており、東京電力が応じている損害賠償額となる 150 万円とは大きな開きがある状況にあるようです。

ADR で賠償額が増額となった事例も

避難指示区域から首都圏に避難/移住した方で改葬の費用総額が 150 万円を超えた方が ADR (裁判外紛争解決手続) で申立を行なった結果、増額となった事例が、原子力損害賠償紛争解決センターの管轄の文部科学省のホームページでいくつか公開されています。

東京電力への直接請求で成果を得られない場合には、ADR を利用するという方法もぜひご検討いただければと思います。

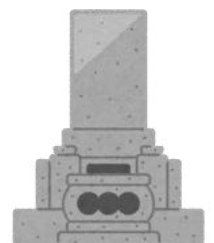
お墓の移転手続きについて、ADR 手続きについて、その他避難生活上でのお困りごとなどありましたら、どんなことでもご遠慮なく SSN 事務局までお問合せください。

お問い合わせ窓口：震災支援ネットワーク埼玉

担当：愛甲 電話番号：090-8879-0213

震災支援ネットワーク埼玉

事務局 愛甲 090-8879-0213



南相馬・避難20ミリシーベルト 基準撤回訴訟と津島原発訴訟の 判決が出ました



原発事故後、全国で約30の裁判が提起されています。長年の闘いを経て、次々と判決が出ています。7月は、二つの裁判の判決が言い渡されました。一つ目は、12日、南相馬・避難20ミリシーベルト基準撤回訴訟。この裁判は、政府が避難指示と、避難勧奨の解除の基準を、年間20ミリシーベルトとしてい

ることに反対し、南相馬市原町区808名が2015年4月から約6年間、司法の場で争ってきました。2014年12月、政府は南相馬市の特定避難鑑賞地点について、年間積算被ばく線量が20ミリシーベルトを下回ることが確実になったとして、すべて解除し、その後順次支援策や賠償を打ち切ったことに反

びに駆けつけ、裁判を闘ってきました。残念ながら、熱心に通い続けた原告らの思いを踏みにじる「却下」という判決でした。鎌野真敬裁判長が淡々と言いつつ、主文はわずか5行と短く、司法判断から逃げた内容に、傍聴席からはため息や失望の声があがりました。

この判決を不服とし、原告らは、東京高裁に控訴しています。まだ、闘いは続きます。二つ目は、30日、浪江町津島地区の住民640人が、国と東電にふるさとの原状回復（元どおりに戻す）を求めた裁判の判決が福島地裁郡山支部で言い渡されました。小雨の降る中、コロナ禍でもあり、裁判所の近くの公園には、原告や支援者、他地域で同じく闘いを続ける裁判の原告らが静かに判決を待っていました。

対するものですが、つまり、福島県にだけ押し付けられている「年間20ミリシーベルト」を真正面から問う、大切な意味がありました。以前、福玉便りでもご紹介したかもしませんが、原告の方々は、早朝からバスで南相馬から東京まで約4時間かけて、期日のた

出てきません。報道陣がカメラを抱えてしばらく待っている、「勝訴」「国と東電を断罪」「原状回復へ前進」という嬉しい知らせが。国と東電の責任を認めたいことは重要な判決でしたが、一方、原告らが強く求めていた「原状回復請求」は認められませんでした。生活圏全体の除染は実行されない、という判断です。原告団長の今野秀則さんに声をかけると、「まだまだ、長くかかりそうだな……」と複雑な表情をされていました。

(編集部 吉田)

【福島原発事故責任追及訴訟 結審】

いよいよ結審です！各当事者が意見陳述をするため、2時間以上を予定しています。マスク着用のうえ、ぜひ傍聴にご参加下さい。

日付：9月22日(水) 14:00開廷 傍聴：開廷時間の30分前に傍聴整理券配布が締め切られます。それより前にさいたま地裁B棟前にお集まりください。

法廷：さいたま地裁 報告集会：閉廷後に埼玉総合法律事務所 3F 会議室

交通：法廷・報告集会ともにJR浦和駅西口より徒歩約10～15分

詳細：<http://fukusaishien.com/> 問合せ：048-960-0591(みさと法律事務所)

オンライン福玉会議の報告

埼玉県では2012年から、県内の避難者グループや支援団体が集まって「福玉会議」を開催してきました。新型コロナウイルスの影響等もあり2年ほど休止していましたが、オンラインで各団体の情報交換をできないかというご要望も届いておりました。そこで7月18日、Zoom

を利用して、第1回オンライン福玉会議を開催しました。ご参加いただいたのは、おあがんなんしょ交流会（ふじみ野市）、ここカフェ@川越、双葉町民によるボランティアカフェ（加須市）、福島県復興支援員埼玉事務所、埼玉県労働者福祉協議会、震災支援ネットワーク埼玉、福島県避難者支援課の皆さんと、埼玉広域避難者支援センター関係者です。

会議では各団体の近況報告を中心に、感じていることを自由にご発言いただきました。いくつかご紹介します。

- ・対面の交流会に代わって、LINE・Eメール・ショートメールで連絡を取り合っている。地震があった時には福島に帰還した方々に連絡をした。

- ・震災直後に交流会に来ていた幼稚園児のお子さんが高校生になり、10年間の月日を感じた。

- ・SNSでは繋がっているけど、文章では訛りが表現できないので、感染対策をしながら行ける範囲で戸別訪問をしている。

- ・一斉休講が引き金で、学校に行けなくなったお子さんも多い。自分たちは話を聞くことしかできないが、話すことで安心してもらえらる。

- ・みんなが不安定だった昨年3月から5月に、福島県や福玉センターからフォローがなかったのが悲しかった。ピンチの時に横の連帯がないと、負のスパイラルに陥ってしまう。

- ・復興支援員事務所が開設して7年目で、今まで繋がれなかった方と電話でやっと繋がれたことも。長く続けることの重要性を感じた。

- ・電話相談会を実施したところ、避難者の方からの生活困窮などの相談もあり、政府の支援金などを紹介した。非正規雇用で飲食店勤務だと収入が大幅に低下してしまっている。

- ・司法書士としては、東電賠償の時効、家屋の固定資産税、お墓の移転、の3点が今後どうなるか気にかかっている。（※お墓の移転については、今号2ページをご覧ください）

- ・1つひとつの支援が縦割りで独立してしまっている。横の連携や災害ケースマネジメントがますます重要になる。

- ・次回のオンライン福玉会議は10月に開催予定で、引き続き各グループの皆さんと現状や課題について議論を重ねていきたいと思えます。ご関心のある方は、福玉編集部までご連絡ください。

（編集部 原田）

緊急事態宣言が再び発令されており、交流会の開催が流動的な状況が続いているため、今号も交流会カレンダーの掲載を見送り、各団体の連絡先を掲載します。ただし、状況に応じて交流会が再開される可能性もあります。詳しくは各交流会の連絡先にお問い合わせください。なお、各交流会に参加される方は、体温測定およびマスク着用の上でご参加いただき、参加中は消毒や換気にご協力ください。



| | | | |
|---|-------|--------------------------|---|
| ① | 加須市 | 双葉町民によるボランティアカフェ | 090-8879-0213(SSN・愛甲さん) |
| ③ | 加須市 | 双葉町老人クラブ女性会&さいがい・つながりカフェ | 080-5532-7380 (薄井さん) |
| ④ | 加須市 | 加須ふれあいセンター | 090-1650-2874 (富沢さん) |
| ⑤ | 加須市 | すくすくのおそび広場 | 090-2411-8598 (戸恒さん) |
| ⑥ | 加須市 | オバトン | 090-6526-8560 (藤井さん) |
| ⑧ | 上尾市 | 東日本大震災に咲く会ひまわり | 080-3091-6215 (橘さん) |
| ⑩ | 熊谷市 | くまがや結の会 | 090-7661-9236(林崎さん) |
| ⑪ | 羽生市 | 羽生つながりカフェ | 080-5532-7380 (薄井さん) |
| ⑫ | 久喜市 | お茶っこふるさと会 | 090-6855-7140 (木幡さん) |
| ⑬ | 杉戸町 | いきがいサロン | 0480-31-0055 (すぎと SOHO クラブ小林さん) |
| ⑭ | 春日部市 | 春日部つながりカフェ | 090-8879-0213(SSN・愛甲さん) |
| ⑮ | 越谷市 | ひだまり広場 | 080-5006-3310 (河原崎さん) |
| ⑯ | 越谷市 | あゆみの会 | 090-9425-2001 (石上さん) |
| ⑰ | 川口市 | ひまわりの会 | 080-5431-0123 (島田さん) |
| ⑲ | さいたま市 | さいがい・つながりカフェ | 080-5532-7380 tunagari.saitama@gmail.com |
| ⑳ | 新座市 | 新座つながりカフェ | 090-2402-9155 (谷森さん) |
| ㉑ | 所沢市 | 青空あおぞら | 090-8879-0213(SSN・愛甲さん) |
| ㉒ | ふじみ野市 | おあがんなんしょ交流会 | 090-5345-8408 (松館さん) |
| ㉓ | 川越市 | ここカフェ@川越 | 070-5080-4494 (鈴木さん) |
| ㉔ | さいたま市 | 玉兎の会 | 090-6128-1948 (小林さん) https://gyokutonokai.wixsite.com/2018 |
| ㉕ | 毛呂山町 | つながり | 090-9032-8116 (河井さん) |